

障 発 0805 第 8 号  
平成 23 年 8 月 5 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

精神保健福祉士養成に係る実習生の受入に関する  
ご協力のお願について（依頼）

精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）については、精神障害者本人の視点に立って、精神障害者の生活や社会復帰のための相談援助を行う精神保健福祉士の重要性が認識され、その必要な人材と資質の確保を図る観点から、平成 9 年に創設されたものです。

この精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しており、特に司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられるなど、より実践力の高い精神保健福祉士が求められていることを踏まえ、平成 22 年 3 月に「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」において報告書がとりまとめられ、また、平成 22 年 12 月において制定された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、精神保健福祉士法の改正が行われたところです。

さらに、この法改正と併せて、精神保健福祉士の養成カリキュラム等についても見直しを行い、平成 24 年 4 月 1 日より実施することとしているところです。（「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 103 号）」等）

この新たな養成カリキュラムは、多様化・高度化する国民の精神保健福祉のニーズに的確に対応できる人材を養成する観点から、精神保健福祉サービス提供の現場において求められる実践力を養うことを主眼に教育内容の拡充を図ったところです。

特に、養成カリキュラムに位置付けられる実習については、実践力の高い人材を養成する上で、養成カリキュラムの中で学んだ知識・技術の活用方法、利用者とその家族とのコミュニケーション手法、多職種協働の在り方等を学ぶ非常に重要な要素となっていることから、実習指導者の要件の見直しなど、実習教育の充実を図る（別添参照）こととしたところです。

各位におかれては、こうした趣旨を御理解の上、質の高い精神保健福祉士養成における実習教育の場が円滑に確保されるよう、実習生の受入及び実習指導者講習会の受講等について、その管内や貴団体所属の各施設・事業所等への御周知も含め、特段の御支援・御配意を賜りますよう、御協力お願い申し上げます。

[精神保健福祉士の養成における実習教育に関する問合せ先]

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部

精神・障害保健課 障害保健係

電話：03-5253-1111（内線 3065）

(別添)

## 精神保健福祉士に係る実習に関する基準の見直しの要点

### (1) 実習指導者の要件の見直し (平成24年4月1日施行)

実習施設に配置される実習指導者については、次の要件をいずれも満たさなければならないこととした。

- ① 精神保健福祉士として3年以上の実務経験を有していること。
- ② 精神保健福祉士実習指導者講習会を修了していること。

#### (経過措置)

なお、実習指導者の要件の見直しに伴い、次の経過措置を講じている。

- ① 平成24年3月31日時点において現に精神保健福祉援助実習を指導している実習指導者については、平成27年3月31日までの間は引き続き実習指導者として指導を行うことができる。
- ② 平成27年3月31日までの間において「精神保健福祉士実習指導者講習会」を修了した者も実習指導者とすることができる。(厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習指導者講習会」を修了した者も同様とする。)
- ③ 当分の間、精神保健福祉相談員、社会復帰調整官、児童福祉司、福祉事務所に置かれる所員、知的障害者福祉司も実習指導者とすることができる。

### (2) 実習施設等の範囲の見直し (平成24年4月1日施行)

実習施設等の範囲については、精神保健福祉士が、司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられ、活躍が期待される分野が拡大してきている状況を踏まえ、次の施設等を新たに加えることとしていることとした。

- ① 保護観察所 (※当面は、首席・統括社会復帰調整官の配置されている、東京、大阪、さいたま、横浜、名古屋の保護観察所5庁に限定する。)、更生保護施設
- ② 乳児院、児童家庭支援センター
- ③ 救護施設、更生施設
- ④ 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター 等